

平成30年度第1回いじめ防止対策協議会における委員の主な御発言
(いじめの重大事態の調査組織に係る御発言のみ)

(目的、事実認定)

- 今一番問題となっているのは、第三者調査委員会の在り方になるかと思う。(中略) 何のために委員会を行っているのかというのが、周知徹底できていないのではないかと思う。(中略) 今の第三者調査委員会は法律の枠内でやっていることからすると、いじめの定義というのは、法の定義を前提に考えていくべきだということを周知徹底させる。(中略) 重大事態との関連性についても、いろいろな報告書を見ていくと、背景調査に終始してしまっているようなところもある。いじめとの関係がどうだったのか、つまり、重大事態にいじめ事実が関連していたのかいなかったのかをしっかりと調査していくことがいじめ防止対策推進法の調査のあるべき姿だと思う。

(目的)

- 皆さん手探りで、御遺族からの要望もある中で、第三者委員会は、いじめという認定が難しかったりする。いじめと言った場合に、加害者に責任がある、責任追及と同じように受け止められてしまう。再発防止ということよりも、誰に何の責任があるというように。刑事事件や少年事件として取り上げるべき側面、それから民事事件として損害賠償の責任があるのかというようなことが、警察のような捜査権限がない調査委員会がやることに、どこまでどう付いてくるのか。(中略) 第三者委員会は何をするのだという目的のところからきちんと理解を深めていかないと、その辺が混乱したままやって、だからここはこう言えないということになる。

(目的、調査手順)

- 第三者委員会自体が一体何を調査するか、学校・保護者・第三者委員間で、コンセンサスがとれていないことがある。そういう点では、何をどの程度明らかにするかというガイドラインを作らないと、混乱や誤解が生じるのではないかと思う。

(調査手順)

- ガイドラインというのがいいかどうかはともかくとして、第三者委員会を設置するときに、実は具体的な進め方等が何も決まっていなままに第三者委員会でやるとなっていて、いろいろな人たちが各団体から推薦され、推薦する方も苦勞しつつやっている。選任された方々もやり方が決まっているわけではない中で、膨大な作業量で、どうやったら資料が集められるのだろうというところを皆さん苦勞してやっている。でも、かなりの集積ができてきていると思うので、どのようにやっていくかという形を示していくのが、今年度なり、早急にすべきことではないかと思う。

(調査手順、委員の資質向上)

- 第三者調査委員会でどのように運用していくかについて、有識者から講義をしてもらうという委員会が多くなりつつある。それも一つの形ということを示すことも大事ではないか。(中略) 第1回の委員会のときに、第三者調査委員会というのはいくかということ、こういうことをしていただきたいのだ、それぞれの専門性をこういうところで生かしてほしいというような、レクチャーも大事だと思う。

(委員の資質向上)

- スクールカウンセラー、臨床心理士会も、弁護士を講師に招いて、法律的なことやいろいろなことを勉強していかねばいけない。今までの心の支援という視点だけではなくて、第三者委員会で我々が関わる時にどういうことが必要なのかということ。

(保護者)

- 日本PTAにおいても、(中略)いじめ対策の活動をしている。(中略)保護者は、家庭教育の部分、まず入口の部分で食い止めることはできないかということをやっている。ただ、(略)やはり参加してもらえない家庭にどのようにアプローチをしていくかというところも発信をしていかねばいけないということで、悩ましい問題ではある。

(不登校重大事態)

- (重大事態の)400件のうちの6割が不登校事案で数枚程度ということだったが、私はやはり1号事案と2号事案はしっかりと分けるべき。

(委員の人選)

- 第三者調査委員会を作るが精神科の先生がいない、誰か紹介してくれないかということ聞いた。日本医師会に学校保健委員会というのがあり、その中に児童精神科の専門の先生がいるので、その先生に問合せしたのだが、やはり人材が非常に少なく、(中略) なかなか推薦を受けられていないというのが現実だそうだ。